

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

指定代理納付者の指定

( 地域振興課 )

ページ  
一

## 告 示

岐阜県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番 一号	ふるさとぎふ振興寄 付金に係る寄付金歳 入	平成二十三年四月一日から平 成二十四年三月三十一日まで
楽天K.C株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅 前三丁目四番二号	ふるさとぎふ振興寄 付金に係る寄付金歳 入	平成二十三年四月一日から平 成二十四年三月三十一日まで

岐阜県公報号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日）（休日に当たる）（ときは翌日）

平成二十三年四月一日

号 外 (10) 平 成 二 十 三 年 四 月 一 日

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター